

平成19年第4回大仙市議会臨時会会議録第1号

---

平成19年10月11日（木曜日）

---

議事日程第1号

平成19年10月11日（木曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定（1日間）
- 第3 議長報告 ・ 例月現金出納検査結果
- 第4 報告第9号 専決処分報告について（平成19年度大仙市一般会計補正予算（第6号））  
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第5 議案第181号 平成19年度大仙市上水道事業会計補正予算（第1号）  
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)

追加議事日程第1号の1

- 第1 議長辞職の件
- 第2 議長の選挙
- 第3 副議長辞職の件
- 第4 副議長の選挙
- 第5 議席の一部変更
- 第6 常任委員会委員の選任
- 第7 常任委員会委員長及び副委員長の選任
- 第8 議会運営委員会委員の選任
- 第9 議会運営委員会委員長及び副委員長の選任
- 第10 大曲仙北広域市町村圏組合議会議員の辞職の件
- 第11 大曲仙北広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙
- 第12 大仙美郷環境事業組合議会議員の辞職の件

第13 大仙美郷環境事業組合議会議員の補欠選挙

第14 大仙美郷介護福祉組合議会議員の辞職の件

第15 大仙美郷介護福祉組合議会議員の補欠選挙

第16 特別委員会委員の辞任の件

第17 議案第182号 監査委員の選任 (説明・質疑・討論・表決)

---

出席議員 (29人)

1番 橋本五郎	2番 佐藤文子	3番 小山誠治
4番 佐藤隆盛	5番 藤井春雄	6番 杉沢千恵子
7番 佐藤孝次	8番 高橋敏英	9番
10番 千葉健	11番 渡邊秀俊	12番 金谷道男
13番 斉藤博幸	14番 佐々木洋一	15番 大野忠夫
16番 武田隆	17番 菊地幸悦	18番 佐藤芳雄
19番 大坂義徳	20番 大山利吉	21番 門脇一男
22番 本間輝男	23番 藤田君雄	24番 高橋幸晴
25番 橋村誠	26番 佐々木昌志	27番 鎌田正
28番 北村稔	29番 竹原弘治	30番 児玉裕一

---

欠席議員 (0人)

---

説明のため出席した者

市長 栗林次美	副市長 久米正雄
教育長 三浦憲一	代表監査委員 田牧貞夫
総務部長 老松博行	企画部長 佐々木正広
市民生活部長 元吉峯夫	健康福祉部長 深谷久和
農林商工部長 藤原薫	建設部長 柴田勝三
病院事務長 富岡曉雄	水道局長 田口良邦
教育次長 相馬義雄	教育次長 今井聰
総務課長 進藤雅彦	

議会事務局職員出席者

局	長	田口誠一	参	事	高橋薫
副主	幹	伊藤雅裕	副主	幹	加藤博勝
主	任	菅原直久			

---

午前10時00分 開 会

○議長（橋本五郎君） おはようございます。

これより平成19年第4回大仙市議会臨時会を開会いたします。

市長から招集の挨拶があります。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 招集の挨拶の前に御礼を申し上げたいと思います。

第62回国民体育大会秋田わか杉国体、地元選手の大変な活躍もございましたけれども、市民の皆様、そしてボランティアの皆さんの大変なご協力によりまして、当会場におきましても大変な盛り上がりの中で盛会裏に終わることができました。これも一重に市民の皆様、議員各位初め関係の皆様様の様々な協力の賜物と心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは招集のご挨拶を申し上げます。

本日は平成19年第4回大仙市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

今次臨時会でご審議をお願いいたします案件は、平成19年度大仙市一般会計補正予算に関わる専決処分報告1件のほか、平成19年度大仙市上水道事業会計補正予算1件の合計2件であります。

上水道事業会計補正予算につきましては、（仮称）イオン大曲ショッピングセンターの建設計画に伴う配水管布設工事に関わる経費の補正について、積雪期前に工事を完了したいことから、今般、臨時会を招集させていただいたところであります。

各案件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶にかえさせていただきます。

---

午前10時03分 開 議

○議長（橋本五郎君） これより本日の会議を開きます。

---

○議長（橋本五郎君） 本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

---

○議長（橋本五郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において22番本間輝男君、23番藤田君雄君、24番高橋幸晴君を指名いたします。

---

○議長（橋本五郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

---

○議長（橋本五郎君） 日程第3、この際、諸般の報告をいたします。

例月現金出納検査結果が市代表監査委員から提出されましたので、これを別紙お手元に配布のとおり報告いたします。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第4、報告第9号及び日程第5、議案第181号の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） 【登壇】 私からは、報告第9号、平成19年度大仙市一般会計補正予算（第6号）につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算書2つあるかと思いますが、「9月補正（専決）」と書いてある方の補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

はじめに、1ページになります。

今回の補正予算は、9月17日の豪雨に伴う水害応急対策費及び各施設の災害復旧費について補正を行ったものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,673万円を追加し、補正後の予算総額を444億5,587万6千円としたものであります。

早急な対応が必要であることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成19年9月19日付で専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会に

報告し、ご承認をお願いするものであります。

それでは、補正予算の概要につきまして事項別明細書により、歳入から順にご説明申し上げます。

6 ページをご覧くださいと思います。

歳入 10 款地方交付税は、特別交付税として 4, 638 万円の補正であります。

20 款諸収入は、巡回パトロール車が冠水した道路を走行した際にエンジンを破損したことに関わる自動車損害共済金として 35 万円の補正であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

9 款消防費は、水害応急対策に要した市職員の時間外勤務手当及び消防団員の出勤費用弁償、並びにごみの片付け処分経費など 1, 060 万 8 千円の補正であります。

次のページになります。

11 款災害復旧費は、3, 612 万 2 千円の補正であります。

主な内容といたしまして、土木施設災害復旧事業費（単独分）は、神岡ほか 5 地域の市道 28 路線の復旧に関わる経費として 753 万 9 千円の補正、公園施設災害復旧事業費（単独分）は、大曲地域雄物川河川緑地公園サッカー場の表土流失及び神岡地域中川原コミュニティ公園内釣り堀の護岸崩壊などに関わる公園施設の復旧経費として 806 万 5 千円の補正であります。

また、観光施設災害復旧事業費は、西仙北地域ユメリア駐車場及び太田地域大台スキー場法面の復旧に係る経費として 145 万 2 千円の補正、保健体育施設災害復旧事業費は、神岡地域中川原運動公園内野球場の内野グラウンド表土流失及びサッカー場ネットフェンス破損、並びにグラウンドゴルフ場に架かる橋の修復経費など、施設の復旧に係る経費として 936 万 5 千円の補正、農地災害復旧費補助金は、大曲ほか 4 地域、56 カ所の農地復旧に係る補助金として 544 万 9 千円の補正、林業施設災害復旧事業費（単独分）は、大曲ほか 2 地域の林道 5 カ所の復旧に係る経費として 260 万円の補正であります。

以上、一般会計補正予算の専決処分報告につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） 次に、提案理由の説明を求めます。田口水道局長。

○水道局長（田口良邦君）【登壇】 議案第 181 号、平成 19 年度大仙市上水道事業会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

1 ページ、第 2 条でございますが、平成 19 年度大仙市上水道事業会計第 4 条に定めた資本的収入額が資本的支出額に対し不足する 3 億 2, 547 万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金 5, 096 万 3 千円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 6, 055 万 3 千円、減債積立金 1 億円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1, 395 万 4 千円で補てんするものであります。

内訳としましては、収入の第 1 款資本的収入第 1 項工事負担金を 480 万円増額し、5, 214 万 3 千円とし、収入の総額を 1 億 439 万 3 千円とするものであります。

また、支出の第 1 款資本的支出第 1 項建設改良費を 780 万円増額し、3 億 358 万 4 千円とし、支出の総額を 4 億 2, 986 万 3 千円とするものであります。

この内容につきましては、平成 19 年度事業のうち開発が見込める区域への配水管拡張工事として大曲高畑谷地和合地区への配水管布設工事を予定し、当初予算において工事費 1, 300 万円を計上しておりましたが、イオン側から配水管の口径 75mm を大きくしたいとの要望がありまして、協議した結果、管の口径を 150mm とし、市が拡張工事として実施する予定であった費用との差額分 480 万円をイオン側で負担することになり、その経費について補正するものであります。

また、建設計画地が配水管の末端に位置する場所であり、赤水などの発生や給水量の不足が生じないように、安全で安定した水道水を供給するため、来年度施工予定でありました市道坪立線との新設ルート間、口径 100mm、延長 224m、工事費 680 万円の施設工事費についても合わせて補正するものでございます。

以上、補正予算の概要についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、15 番大野忠夫君。

○15 番（大野忠夫君） ただいまの専決処分の中で、水害に伴う補正をいただいたわけでありましてけれども、このことについては大変ありがとうございます。ただ、この中で一、二聞いておきたいなと思うところがございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1 つは、この 9 月 17 日からの豪雨に伴う水害に関わって、それぞれ市民の安全と安心な生活のためにいろいろ常日頃から対策を立てておられるとは思ひますけれども、今般の水害の後の結果を見ても、家屋の床上浸水に遭った部分も二、三あったわけ

でありますけれども、その床上浸水になるまでに警告などなかったように聞いております。特にダム放流によって水かさが増したということがございますので、それなりの警報なり市民に対する警告、そういうものができたのではないのかなと思えますし、そういう連絡体制はどうなっているのかということが1つでございます。

それからもう1点でありますけれども、この大仙市の地域防災計画、この中にですね「平成18年3月時点での堤防強化」という項目がありまして、その中に「降水時、水防活動の重要箇所」ということがございました。その中に「雄物川神宮寺右岸延長0.3km」とこうなっておりますけれども、この部分がどこの部分を指しているのか、その2点だけまずひとつ最初にお伺いしたいというふうに思います。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 総務部長から答弁させます。

この防災計画の中の降水時事業箇所の右岸の問題については、これちょっと建設部で調べて、間に合えば答弁させていただきたいと思えます。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。元吉市民生活部長。

○市民生活部長（元吉峯夫君） 1点目の災害情報の住民への伝達についてでございますけれども、まず順序立てて申しますと、最初に私ども朝、当日の朝でございますけれども水害警戒対策室というのを設置いたしまして、河川の水位等をずっと監視しておりました。内水排除対策も行っておりました。玉川、それから…が最初に指定水位、避難水位達します。それから福部内川も規定警戒水位に達しましたので警戒をいたしまして、福見町地域につきましては、あそこに消防団2名を配置してずっと水位の監視をいたしまして、広報車を出しまして地域住民に避難の勧告というのをいたしました。避難所といたしましては、あそこにあります鞠子苑を指定したところでございます。実際避難された方はございませんでした。

それから玉川でございますけれども、鐘見内地区でございますが、あそこにつきましては常時職員、それから消防団も現場を見ておりまして、そして避難を、最終的には9時45分、午後9時45分でございますけれども、その5軒、2工場について避難の勧告を、それは広報ではなくて戸別に1軒ごとにですね、その危険と思われる住宅に避難勧告をいたしまして、場所としては役場の近くの、中仙庁舎の近くの就業農村センターですか、農村就業構造改善センターですか、あそこを指定いたしました。ただ、5軒の方々はいずれも近くに自分の住居とか店舗があるということで、そちらの方に避難

されたというふうに聞いております。

それからもう1点、避難の勧告したのはその2地区、地域でございます。自主避難された方が神岡地域にございました。ここにつきましては、雄物川のいわゆる水位が上がってきたのが大分遅くなってございました。その間ずっと消防団も待機をしております、避難水位になった時には消防団、それから職員の方もあそこの神宮寺近辺のところを何度か巡回をしておりました。後で伺いましたところ、その巡回した当時は水がまだ内水に入ってきてなくてですね、そういう避難勧告をするというような状況になかったというふうに伺っています。その後、結果的にそこに水が来まして床上浸水に至ったということのようでございますけれども、残念ながら巡回、それから水が床上浸水になるよというような広報活動をする前に床上浸水してしまったというようなことだというふうに伺っておりました。

このことにつきましては、今回いろんな国の機関、それから県、それから警察、消防、私ども、それから支所間の必ずしも情報の連絡、情報の共有ということがうまくいかなかったのではないかなというふうに私自身感じております。そうしたことも踏まえまして、特に神宮寺の地域住民の方の床上浸水された方にはこちらの状況もお話をいたしまして、それから活動の状況もお話をいたしました。ただ、やはり少し連絡不徹底な部分があった、それから広報活動が十分でなかった面もありましたので、その辺この後、関係機関と協議を重ねまして改善していきたいというふうに今考えているところでございます。

それから雄物川右岸の堤防の関係ですけれども、ちょっと今担当の方に具体的な場所を今確認しておりますので、ちょっと後ほどご答弁させていただきたいと思っております。

○議長（橋本五郎君） はい、15番。

○15番（大野忠夫君） 情報の共有がうまくいかなかったと、そういう反省のもとに今後考えていきたいというような答弁でありますけれども、このここが一番の私問題点だと思うんです。先般もテレビ、あるいは新聞でも載っておりましたけれども、森吉ダムの放流に伴って、これは建設省関係であります、警報が鳴らなかったというのが何か所かあったというようなことではあります、問題点は警報が鳴るから鳴らないからということよりも、放流をするという連絡、その体制はどうなっているのかということだと思うんです。そのところがきっちりと末端のところまで入れば、消防団の行動もまた違ってくるだろうと私はこう思うんです。その辺、これからの反省点だとは思いますが

れども、ただ、この床上浸水、あるいはもっと水かさが増した段階では大分家の中も多  
く水が入ったらしいんですが、その後の処理ですね、例えば消毒関係だとかそういうも  
のがあるわけですが、この部分についても若干後で聞き取りしたところがあったわけ  
ですけれども、1年未満の子供さんが一緒に同居をしておったと。たまたま病院に行く機  
会があって先生とこういう状態だという話をしたら、3週間ぐらいは別なところに避難  
しておいた方がいいんじゃないかという指導を受けたという話を聞いております。やは  
りね、そういう部分、子供さん、小さい子供さん方にはそういった危険な後処理の部分  
というものもあると思いますので、これからはぜひともそういうところまでも心配りを  
してですね対応していただきたいというふうに思います。

それから今…雄物川右岸の問題ですけれども、多分ね、私もよく地図を見てもわから  
なかったわけですが、今回の雄物川中流の築堤、今進んでいるわけでありませ  
けれども、その中でこれは大分地域住民とすれば常日頃要望も出されたことですが、おそ  
らく今回のような水を想定した時に、その穴の開いている部分をしっかりと蓋してい  
ただければこういうことはなかったと、そういうことはちょこちょこ増水した時はあつた  
わけですので、これはまず建設省の部分ですから市として何ができるのかなというこ  
と1つと。

それから今言った重要箇所指定をして距離までも0.3kmと、300mという  
ところまでしっかりと把握をして指定をして防災計画に乗せてあるわけです。ならば、そ  
ういう増水の時にはいち早くその部分にどういふ手当てをするのか、そのことが一番  
大切だろうと思います。その部分について今まで考えてやってきたことがあるのかどう  
か、これからはどうするのか、その部分についてまたお尋ねしたいというふうに思いま  
す。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 答弁申し上げます。

今、大野議員からのご指摘いただいた箇所、多分神宮寺と間倉の境目の堤防が開いて  
いる部分の箇所だというふうに特定されるのではないかと思います。この問題につきま  
しては前々からこういう状態があれだということで、国交省の方でもこの問題につい  
ては早急に対応しなきゃならないという考えでいるようであります。この箇所から水があ  
ふれてきたということでもありますので、近々、湯沢工事事務所の所長とお会いするこ  
とにしておりますので、この課題については国交省の方でも前から課題、問題点として捉

えてますので、早急に対応をお願いしたいと思っております。

合わせまして、このダムの放流含めた警報的な問題、そういった問題につきましても、大仙市の方から国交省の方をお願いを今してございまして、災害の後の検証といいますか、連絡関係も我々自身はやはりもっと県並びに…国交省はこちらに途中から常設、2人、2名の方を出していただいて大仙市と一緒に対策本部にいてくれましたけれども、その辺の問題も含めて今後の関係機関との連絡体制、それからダムの放流の問題につきましてはかなり専門的な知識がいるようでありますので、国交省の皆さんともご相談しながら、どういうふうな対応ができるのか研究・検討を深めてみたいというふうに思っております。

○議長（橋本五郎君） はい、15番。

○15番（大野忠夫君） 最後にもう一度お願いを含めて質問したいと思います。

今、市長、国交省のこと、近々会う約束をしているということなんですけれども、当然にもそれは大仙市の市長として市民の生活のために、安心・安全のためには当然陳情していただくわけでありますけれども、長年の、何十年来の地域住民の要望だわけでございますので、強力なひとつ陳情をよろしくお願いしたいと思いますけれども、力強い市長からのご答弁をお願いして終わりたいと思います。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） そのようにしたいというふうに思います。

○議長（橋本五郎君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） これにて質疑を終結いたします。

報告第9号は、それぞれ所管する各常任委員会に付託いたします。議案第181号は建設水道常任委員会に付託いたします。

この際、委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前10時29分 休 憩

.....  
午前11時30分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

元吉市民生活部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。元吉市民生活部長。

○市民生活部長（元吉峯夫君） 先ほどの大野議員からご質問のありました水防計画にあります雄物川右岸の場所について、ご報告させていただきます。

水防計画の中で湯沢河川国道事務所が堤防詳細点検経過というのを行っております。平成18年3月時点で、その中で堤防の強化が必要な区域ということで3カ所挙げられております。これは洪水時に水防活動を行う上で重要な箇所であるということでございます。場所は、雄物川については大曲の左岸1.7kmでございます。それから先ほどご質問にありました雄物川の神宮寺右岸300m、それから丸子川の丸子川左岸1kmでございます。神宮寺の右岸につきましては、場所は北楯岡排水樋門のある箇所でございます。ここはパイピングと申しまして、堤防の土からパイプ上に水が吹き出すというような危険な場所ということで、現在堤防がある箇所で強化が必要な場所という意味でございます。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） はい。

○市民生活部長（元吉峯夫君） したがいまして、今回の溢水によりまして水害を受けました柳原、中川原地区ですか、間倉地域とは別の場所でございます。いずれ今後こういった今回の水害も踏まえまして、水防上の危険箇所の住民への十分な周知、それから降雨の状況、それから上流河川の水位の状況、それから水防団の活動の状況、こうしたものをですねタイムリーに地域住民の方々に知らせるような体制を構築していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

---

○議長（橋本五郎君） 日程第4、報告第9号を再び議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

はじめに企画産業常任委員長27番鎌田 正君。はい、27番。

○企画産業常任委員長（鎌田 正君）【登壇】 報告第9号「専決処分報告について（平成19年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」のうち、当委員会の所管する補正予算につきまして、当局からの内容説明に対し、質疑において「農地等の災害の把握について」、「稲作被害の把握について」の質疑があり、当局より「農地等の災害は各総合支所で集計した。稲作の被害については農業共済組合との関連もあり、まだ把握してない」との答弁がありました。

ほかに二、三の質疑等もありましたが、いずれも当局の説明を了とし、討論はなく、

採決の結果、本件は出席委員の一致をもって承認すべきものと決しました。

報告を終わります。

- 議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、教育民生常任委員長 21 番 門脇一男君。はい、21 番。

- 教育民生常任委員長（門脇一男君） 【登壇】 休憩前の本会議において当常任委員会に審査付託となりました事件につき、委員会を開催し、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

報告第 9 号「専決処分報告について（平成 19 年度大仙市一般会計補正予算（第 6 号））」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において「河川周辺の流木を含めたごみの処理について」の質問があり、当局からは「河川敷については国土交通省の用地であるため、市としてはこれまでも整理に関してのお願いをしており、今後も引き続き国土交通省にお願いしていきたい。また、周辺の水害ごみについては、基本的には個人で処理していただくことになるが、今回のケースに関しては一部地域では市で手配をして回収処分を行っている。家具等の生活ごみについても、罹災証明を出して無料で排出していただけるように手配をしており、今後もその地域や現場に合った対応をしていきたい」との答弁がありました。

また、「避難勧告の強制力について」の質問については、「住民の避難については、一番軽いのが避難勧告で、本当に差し迫った危機がある際には避難指示を出して強制的に避難していただくような対応となっている。今回は消防団員や市職員の見回りや市広報車による広報を行っており、今後も避難がスムーズにいくよう体制を強化したい」との答弁がございました。

そのほか二、三の質疑等がありましたが、いずれも当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は承認すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

- 議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

次に、建設水道常任委員長10番千葉 健君。はい、10番。

○建設水道常任委員長(千葉 健君)【登壇】 ご報告申し上げます。

休憩前の本会議において当委員会に審査付託となりました事件につき、委員会を開催しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

報告第9号「専決処分報告について」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する歳出予算につきましては、当局からの内容説明後、「水辺の学校の簡易トイレの修繕料とあったが、水辺の学校は予算がついているはずであるが、その工事状況はどうなっているのか」との質問があり、当局からは「現在、工事は発注済みでトイレを制作中である。簡易トイレは、その工事が完了するまでの間、暫定的に設置していたもので、豪雨により流出したものである」との答弁でした。

また、「そのトイレの管理方法についてはどうするのか」との質問もあり、「できる限り行政側と住民側と一緒に清掃などを行っていきたい」と答弁されました。

そのほか格別なる質疑もなく、当局説明を了として、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は承認すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本五郎君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 討論なしと認めます。

これより、報告第9号を採決いたします。本件に対する各委員長報告は承認であります。本件は、各委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって本件は、承認することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第5、議案第181号を再び議題といたします。

本件に関し委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長10番千葉 健君。はい、10番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君）【登壇】 ご報告申し上げます。

議案第181号「平成19年度大仙市上水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑もなく、当局の説明を了として、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第181号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時43分 休 憩

.....  
午後 1時00分 再 開

○副議長（佐藤孝次君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○副議長（佐藤孝次君） 申し上げます。議長橋本五郎君から議長の辞職願いが提出されております。

お諮りいたします。この際、議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐藤孝次君) ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加することに決しました。

---

○副議長(佐藤孝次君) 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

お諮りいたします。橋本五郎君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐藤孝次君) ご異議なしと認めます。よって、橋本五郎君の議長の辞職を許可することに決しました。

---

○副議長(佐藤孝次君) ただいま議長が欠員になりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐藤孝次君) ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 1時03分 休 憩

.....

午後 1時15分 再 開

○副議長(佐藤孝次君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○副議長(佐藤孝次君) 追加日程第2、議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○副議長(佐藤孝次君) ただいまの出席議員数は29人であります。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○副議長(佐藤孝次君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐藤孝次君) 配布漏れはないものと認めます。  
投票箱を点検いたします。

(投票箱確認)

○副議長(佐藤孝次君) 投票箱は異状ないものと認めます。  
それでは投票を開始いたします。  
念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。  
投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。  
点呼を行います。

(事務局議席番号順に点呼、投票)

○副議長(佐藤孝次君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐藤孝次君) 投票漏れはないものと認めます。  
投票を終了いたします。  
議場の閉鎖を解きます。

(議場解鎖)

○副議長(佐藤孝次君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に8番高橋敏英君、10番千葉健君、  
11番渡邊秀俊君を指名いたします。よって、3人に立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○副議長(佐藤孝次君) 開票が終了いたしました。

投開票の結果を報告いたします。

投票総数29票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効  
投票29票、無効投票はありません。有効投票中、大坂義徳君15票、鎌田正君13  
票、佐藤文子君1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は8票であります。よって、大坂義徳君が議長に当選されまし  
た。

ただいま議長に当選された大坂義徳君が議場におられますので、本席から会議規則第  
32条第2項の規定による告知をいたします。

前議長橋本五郎君から発言の申し出がありますので、これを許します。

○前議長（橋本五郎君）【登壇】 今、貴重な時間を議長からお許しをいただきました。

合併をして3年目になるわけでありましてけれども、私2年間、皆様方の本当に絶大なるご支援とご指導を仰ぎながら、毎日の議長の公務をこなさせていただきました。これも一重に同志の皆さん方の温かいご声援とご指導と、また、栗林市長はじめとする当局の皆様方のご指導の賜物だと、そう思っております。

私は常に議会の和合というものを中心にしながら、合併をしてそれぞれの地域の皆さん方が代表しておるわけでありまして、やはりみんな仲良くそれぞれの、議場の中では大いに議論をしながら議場を出た場合はそれぞれの肩を叩き合いしながら、やはり和合というものに気をつけてまいったわけでありまして。

そういうことで、私自身本当に悔いのない2年間、一生懸命させていただきました。皆様方に対しては、いろいろなまだまだ私に対しての努力の至らなさがあつたわけでありましてけれども、どうかこの場をお借りをして私へ「ああ、よく五郎頑張ったな」と言っていただければありがたいものだと、そう思っております。

本当に今後とも一議員としての一生懸命皆様方同志と頑張っていきたいと、そう思っております。本当に2カ年、心から感謝を申し上げ、ますますの開かれた議会と未来のある大仙市発展のために頑張っていけることを皆様方にお誓いを申し上げながら、感謝の言葉にかえさせていただきます。

本当に2年間ありがとうございました。

○副議長（佐藤孝次君） 次に、ただいま議長に当選されました大坂義徳君から発言の申し出がありますので、これを許します。

○新議長（大坂義徳君）【登壇】 ただいまは投票の結果、不肖私が議長という大職に当選させていただきました。もとより浅学なものでございます。本当に力の足りない部分がたくさんあるわけですが、議員諸公のご指導を賜りながら、また、今の開票の結果を見ましても大変に拮抗した中での結果でございます。これを肝に銘じながら、心新たにしながら皆様方との英知を振り絞りながら、大仙市発展のために全力を尽くす所存でございますので、今後ともよろしくご指導賜りますことをお願いを申し上げます、ご挨拶にかえたいと思います。

どうもありがとうございました。

○副議長（佐藤孝次君） それでは議長、議長席にお着き願います。

○議長（大坂義徳君） これより議事を執らせていただきます。よろしくご協力のほどをお願いいたします。

この際、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時28分 休 憩

.....

午後 2時15分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（大坂義徳君） 申し上げます。副議長佐藤孝次君から副議長の辞職願いが提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加することに決しました。

---

○議長（大坂義徳君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

お諮りいたします。佐藤孝次君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、佐藤孝次君の副議長の辞職を許可することに決しました。

---

○議長（大坂義徳君） ただいま副議長が欠員になりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2時18分 休 憩

.....

午後 2時21分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（大坂義徳君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名推選は議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

副議長に佐々木昌志君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました佐々木昌志君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました佐々木昌志君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました佐々木昌志君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

申し上げます。前副議長佐藤孝次から発言の申し出がありますので、これを許します。7番佐藤孝次君。

○前副議長（佐藤孝次君） 【登壇】 2カ年間の議員各位のご協力に感謝と御礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

終わります。

○議長（大坂義徳君） 次に、ただいま副議長に当選されました佐々木昌志君から発言の申し出がありますので、これを許します。

○新副議長（佐々木昌志君）【登壇】 このたびは副議長に選任されまして、心から皆様  
に感謝を申し上げたいと存じます。

今後は文字どおり議長の補佐役として全身全霊尽くして頑張るつもりでございます。  
今後とも皆様のご指導とご鞭撻を心からよろしくお願いを申し上げまして、御礼の挨拶  
にさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（大坂義徳君） お諮りいたします。この際、議席の一部変更を日程に追加し、議  
題といたします。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって議席の一部変更を議題とするこ  
とに決しました。

---

○議長（大坂義徳君） 追加日程第5、議席の一部変更を議題といたします。

議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

（事務局議席番号及び氏名朗読）

○議長（大坂義徳君） お諮りいたします。ただいま朗読したとおり議席の一部を変更す  
ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり議席の  
一部を変更することに決しました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にそれぞれお着き願います。

---

○議長（大坂義徳君） 常任委員会委員の任期は本年10月13日までとなっております  
が、本日の会議において次の常任委員会委員を選任したいと思っております。

この際、常任委員会委員の選任を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これ  
にご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の選任を議題と  
することに決しました。

資料配布のため、暫時休憩いたします。

午後 2時26分 休 憩

午後 2時30分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（大坂義徳君） 追加日程第6、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において別紙お手元に配布の常任委員会委員選任一覧表のとおり、それぞれ指名いたします。

なお、同条例第3条及び第5条の規定により、委員の任期は選任した日から2年となっております。よって委員の選任日は、平成19年10月14日といたします。

---

○議長（大坂義徳君） お諮りいたします。ただいま常任委員会委員が選任されましたが、この際、常任委員会委員長及び副委員長の選任を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、常任委員会委員長及び副委員長の選任を議題とすることに決しました。

各常任委員会協議会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 2時35分 休 憩

---

午後 3時13分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（大坂義徳君） 追加日程第7、常任委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

お諮りいたします。委員長・副委員長の選任については、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

最初に総務常任委員長29番竹原弘治君、同副委員長に2番佐藤文子君。企画産業常任委員長に30番児玉裕一君、同副委員長に6番杉沢千恵子君。教育民生常任委員長に

1 1 番渡邊秀俊君、同副委員長に 1 7 番菊地幸悦君。建設水道常任委員長に 1 5 番大野忠夫君、同副委員長に 1 8 番佐藤芳雄君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を、それぞれの委員長・副委員長に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの委員長・副委員長に選任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 3 時 1 6 分 休 憩

.....  
午後 3 時 4 5 分 再 開

○議長(大坂義徳君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長(大坂義徳君) お諮りいたします。議会運営委員会委員の任期は本年 1 0 月 1 3 日までとなっておりますが、本日の会議において次の議会運営委員会委員を選任いたしたいと思っております。

この際、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の選任を議題とすることに決しました。

---

○議長(大坂義徳君) 追加日程第 8、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において 4 番佐藤隆盛君、1 0 番千葉 健君、1 2 番金谷道男君、1 6 番武田 隆君、2 0 番大山利吉君、2 4 番高橋幸晴君、2 5 番橋村 誠君、2 6 番佐藤孝次君、以上 8 名を議会運営委員会委員に指名いたします。

なお、同条例第 3 条及び第 5 条の規定により、委員の任期は選任した日から 2 年となっております。よって委員の選任日は、平成 1 9 年 1 0 月 1 4 日といたします。

---

○議長（大坂義徳君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員が選任されましたが、この際、議会運営委員会委員長及び副委員長の選任を日程に追加し、議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長及び副委員長の選任を議題とすることに決しました。

議会運営委員会協議会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 3時48分 休 憩

.....  
午後 4時05分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（大坂義徳君） 追加日程第9、議会運営委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

お諮りいたします。委員長・副委員長の選任については、議長において指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

議会運営委員会委員長に20番大山利吉君、同副委員長に12番金谷道男君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました両君を委員長・副委員長に選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました両君を委員長・副委員長に選任することに決しました。

---

○議長（大坂義徳君） この際、申し上げます。杉沢千恵子君、渡邊秀俊君、金谷道男君、大野忠夫君、大坂義徳、本間輝男君から大曲仙北広域市町村圏組合議会議員の辞職願いが提出されております。

お諮りいたします。この際、同組合議会議員の辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって、大曲仙北広域市町村圏組合議会議員の辞職の件を日程に追加することに決しました。

杉沢千恵子君、渡邊秀俊君、金谷道男君、大野忠夫君、本間輝男君の退席を求めます。

【杉沢千恵子君、渡邊秀俊君、金谷道男君、大野忠夫君、本間輝男君退席】

○議長(大坂義徳君) 暫時休憩いたします。

午後 4時07分 休 憩

午後 4時08分 再 開

○副議長(佐々木昌志君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

大坂義徳君の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

【大坂義徳君退席】

午後 4時08分 休 憩

午後 4時08分 再 開

○副議長(佐々木昌志君) 会議を再開いたします。

○副議長(佐々木昌志君) 追加日程第10、大曲仙北広域市町村圏組合議会議員の辞職の件を議題といたします。

お諮りいたします。杉沢千恵子君、渡邊秀俊君、金谷道男君、大野忠夫君、大坂義徳君、本間輝男君の大曲仙北広域市町村圏組合議会議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐々木昌志君) ご異議なしと認めます。よって杉沢千恵子君、渡邊秀俊君、金谷道男君、大野忠夫君、大坂義徳君、本間輝男君の大曲仙北広域市町村圏組合議会議員の辞職を許可することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午後 4時09分 休 憩

午後 4時10分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（大坂義徳君） ただいま大曲仙北広域市町村圏組合議会議員が6名欠員になりました。

お諮りいたします。この際、同組合議会議員の補欠選挙を日程に追加いたしたいと思  
います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、大曲仙北広域市町村圏組合議  
会議員の補欠選挙を日程に追加することに決しました。

---

○議長（大坂義徳君） 追加日程第11、大曲仙北広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙  
を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によ  
り、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によるこ  
とに決しました。

お諮りいたします。指名推選については、議長において指名することにいたしたいと思  
います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決  
しました。

大曲仙北広域市町村圏組合議会議員に5番藤井春雄君、18番佐藤芳雄君、21番門  
脇一男君、23番藤田君雄君、25番橋村 誠君、28番北村 稔君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました6名を、大曲仙北広域市  
町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6名が大曲仙北広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました藤井春雄君、佐藤芳雄君、門脇一男君、藤田君雄君、橋村誠君、北村 稔君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

---

○議長（大坂義徳君） この際、申し上げます。斉藤博幸君、大山利吉君、児玉裕一君から大仙美郷環境事業組合議会議員の辞職願いが提出されております。

お諮りいたします。この際、同組合議会議員の辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、大仙美郷環境事業組合議会議員の辞職の件を日程に追加することに決しました。

斉藤博幸君、大山利吉君、児玉裕一君の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

【斉藤博幸君、大山利吉君、児玉裕一君退席】

午後 4時13分 休 憩

.....

午後 4時14分 再 開

○議長（大坂義徳君） 再開いたします。

---

○議長（大坂義徳君） 追加日程第12、大仙美郷環境事業組合議会議員の辞職の件を議題といたします。

お諮りいたします。斉藤博幸君、大山利吉君、児玉裕一君の大仙美郷環境事業組合議会議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、斉藤博幸君、大山利吉君、児玉裕一君の大仙美郷環境事業組合議会議員の辞職を許可することに決しました。

---

○議長（大坂義徳君） ただいま大仙美郷環境事業組合議会議員3名欠員となりました。

お諮りいたします。この際、同組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって、大仙美郷環境事業組合議会議員の補欠選挙を日程に追加することに決しました。

---

○議長(大坂義徳君) 追加日程第13、大仙美郷環境事業組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名推選については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

大仙美郷環境事業組合議会議員に6番杉沢千恵子君、12番金谷道男君、16番武田隆君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました3名を、大仙美郷環境事業組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました3名が大仙美郷環境事業組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました杉沢千恵子君、金谷道男君、武田隆君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

---

○議長(大坂義徳君) この際、申し上げます。橋本五郎君、金谷道男君から大仙美郷介護福祉組合議会議員の辞職願いが提出されております。

お諮りいたします。この際、同組合議会議員の辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、大仙美郷介護福祉組合議会議員の辞職の件を日程に追加することに決しました。

橋本五郎君、金谷道男君の退席を求めます。

**【橋本五郎君、金谷道男君退席】**

---

○議長（大坂義徳君） 追加日程第14、大仙美郷介護福祉組合議会議員の辞職の件を議題といたします。

お諮りいたします。橋本五郎君、金谷道男君の大仙美郷介護福祉組合議会議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、橋本五郎君、金谷道男君の大仙美郷介護福祉組合議会議員の辞職を許可することに決しました。

---

○議長（大坂義徳君） ただいま大仙美郷介護福祉組合議会議員2名欠員となりました。

お諮りいたします。この際、同組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、大仙美郷介護福祉組合議会議員の補欠選挙を日程に追加することに決しました。

---

○議長（大坂義徳君） 追加日程第15、大仙美郷介護福祉組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名推選については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

大仙美郷介護福祉組合議会議員に24番高橋幸晴君、1番大坂義徳を指名いたします。お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました2名を、大仙美郷介護福祉組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました2名が大仙美郷介護福祉組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました高橋幸晴君、大坂義徳が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

---

○議長(大坂義徳君) 議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 4時21分 休 憩

.....

午後 4時53分 再 開

○議長(大坂義徳君) それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長(大坂義徳君) この際、会議時間を午後6時まで延長したいと思います。

---

○議長(大坂義徳君) 議会運営委員会を開催のために暫時休憩をいたします。

午後 4時53分 休 憩

.....

午後 5時13分 再 開

○副議長(佐々木昌志君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○副議長(佐々木昌志君) お諮りいたします。ただいま議長の大坂義徳君から、平成18年度決算特別委員会委員の辞任願いが提出されました。

この際、特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐々木昌志君) ご異議なしと認めます。よって、特別委員会委員の辞任の件  
を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

○副議長(佐々木昌志君) 追加日程第16、特別委員会委員の辞任の件を議題といたし  
ます。

お諮りいたします。大坂義徳君の特別委員会委員の辞任を許可することにご異議あり  
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐々木昌志君) ご異議なしと認めます。よって、大坂義徳君の特別委員会委  
員の辞任を許可することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 5時14分 休 憩

.....

午後 5時15分 再 開

○議長(大坂義徳君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長(大坂義徳君) お諮りいたします。ただいま市長から議案第182号、監査委員  
の選任についてが提出されました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと  
思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって、この際、議案第182号を日程  
に追加し、議題とすることに決しました。

本間輝男君の退席を求めます。

**【本間輝男君退席】**

---

○議長(大坂義徳君) 追加日程第17、議案第182号を議題といたします。

提出理由の説明を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 議案第182号の監査委員の選任について、ご説明申し上げます。

本案は、当市の監査委員のうち、議員の中から選任させていただいております高橋幸晴氏から本日退職願いが提出され、これを承認いたしましたので、その後任として本間輝男氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

以上ご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大坂義徳君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第182号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 討論なしと認めます。

これより議案第182号を採決いたします。本件は、同意と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

---

○議長（大坂義徳君） 以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成19年第4回大仙市議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 5時18分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会前議長

前副議長

新議長

新副議長

議員

議員

議員